

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月2日
【報告者の名称】	ニフティ株式会社
【報告者の所在地】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
【電話番号】	(03)6807-4500(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 古屋 裕史
【縦覧に供する場所】	ニフティ株式会社 (東京都新宿区北新宿二丁目21番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、ニフティ株式会社を指し、「公開買付者」とは、富士通株式会社を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注4) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みま
す。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又
は日時を指すものとします。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 富士通株式会社
所在地 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当社の取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、当社株式15,170,000株（保有割合（注）66.59%）を所有しており、当社を連結子会社としております。この度、公開買付者は、平成28年4月28日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

（注） 保有割合とは、当社が平成28年4月28日に公表した「平成28年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された平成28年3月31日現在の当社の発行済普通株式数（22,780,000株）から当社決算短信に記載された平成28年3月31日現在の当社が所有する自己株式数（35株）を控除した株式数（22,779,965株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下同じとします。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等がなされた当社株式の全部の買付けを行うとのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対して、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている各手続を実施し、当社を公開買付者の完全子会社とする予定とのことです。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、昭和10年に公共性の高いインフラの発展に先端技術をもって貢献する会社として出発したとのことです。以来、その思想や精神を実践することを通じて様々な社会課題に対応し、持続可能なネットワーク社会の発展に貢献することを目指した活動を行っているとのことです。

人だけではなく、様々なモノや情報、プロセスがネットワークにつながり、新しい価値を生み出している環境下、デジタル・テクノロジーをどのように活用してイノベーションを起こし、競争優位性をつくりだすかが、企業にとって大きな課題となっているとのことです。このような環境において、公開買付者は、現在、「常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供すること」を経営理念に掲げ、特に情報通信技術（ICT）分野で、各種サービスを提供するとともに、これらを支える最先端、高性能かつ高品質のプロダクト（ハードウェア・ソフトウェア製品をいいます。）の開発、製造、販売から保守運用までを総合的に提供する、トータルソリューションビジネスに従事しているとのことです。

これまで公開買付者は、「テクノロジーソリューション（注1）」「ユビキタスソリューション（注2）」「デバイスソリューション（注3）」の3つのソリューションを軸に垂直統合型のビジネスを展開してきましたが、IoT（注4）が進化する市場でグローバルに競争力を高めることを目的に、昨年10月に新たな経営方針を打

ち出し、自らが優位性を持つ「テクノロジーソリューション」に経営資源を集中し、“全てがつながる”サービスを市場に提供することに取組んでいるとのことです。

- (注1) 「テクノロジーソリューション」は、プロダクト・ソフトウェア・サービスが一体となった総合的なサービスを、主として法人のお客様に最適形で提供するものであり、サービス及びシステムプラットフォームにより構成されているとのことです。
- (注2) 「ユビキタスソリューション」は、スマートフォン連携や省電力、高速起動などの機能強化を図ったパソコン、従来のフィーチャーフォンに加え、「ARROWS」「STYLISTIC」ブランドで展開するスマートフォン・タブレット端末を含む携帯電話のほか、オーディオ・ナビゲーション機器や移動通信機器、自動車用電子機器により構成されているとのことです。
- (注3) 「デバイスソリューション」は、最先端テクノロジーとして、デジタル家電や自動車、携帯電話、サーバなどに搭載されるLSIのほか、半導体パッケージ、電池をはじめとする電子部品により構成されているとのことです。
- (注4) Internet of Thingsの略。パソコンやサーバなどに留まらず、様々な物がインターネットに接続され、情報交換する仕組みを指すとのことです。

公開買付者は、新たな経営方針の下、「つながるサービス(注5)」へのシフトを進めながら「デジタル・イノベーション(注6)」とこれらをグローバルに実行する「グローバル・プレゼンス」のそれぞれの分野における成長を課題と位置付け、持続的成長に向けた「ビジネスモデル変革」に取り組んでいるとのことです。具体的には、お客様への深化と持続的な成長に必要となる高度なIoT技術を公開買付者で醸成しつつ、「ユビキタスソリューション」「デバイスソリューション」のように、より機動性を求められる事業については、グループ会社として独立させ、単独でも競争に勝ち抜ける製品開発とビジネス展開を追求できる体制へと変革を進めているとのことです。

- (注5) 「つながるサービス」とは、「ITシステムのコンサルティング、設計、アプリケーション開発、実装などのソリューション/システムインテグレーションや、アウトソーシングや保守サービスを中心とするインフラサービスによって蓄積されたノウハウ」、「クラウド、ミドルウェア(オペレーティングシステム(OS)とアプリケーションソフトウェアの中間的な処理・動作を行うソフトウェア)などの豊富なソフトウェア」、「サーバ/ストレージ/ネットワークといったコアハードのソフトウェア化(注7)」を統合した、より洗練されたワンストップサービスを指すとのことです。
- (注6) デジタル・イノベーションとは、ICTの活用領域が従来の業務効率化の分野からビジネス競争に打ち勝つための経営などの領域に拡大される「ビジネス・イノベーション」や、社会問題を解決するための「ソーシャル・イノベーション」などを指すとのことです。
- (注7) コアハードのソフトウェア化とは、ハードウェアの構成や機能をソフトウェアで制御・提供することで、サービスやシステムが、環境の変化に応じて、より迅速で柔軟に対応することが可能になることを指すとのことです。

また、グローバルでのビジネスチャンスが更なる広がりを見せる中、グローバル体制においては、公開買付者が平成26年4月にスタートさせた「新グローバルマトリクス体制(注8)」を進化させつつ、現場の更なる営業力強化を図っているとのことです。特に、お客様の事業や新規プロジェクトの構想段階から、パートナーとして深く参画するための営業力を強化するため、グローバルでの多くの実証プロジェクトから得た知見・技術を有する専門営業を活動させ、実践的なプロジェクトで培ったノウハウやスキルを、グローバルに共有し、高信頼、高品質のサポートを実現する取組みを強化しているとのことです。

こうした取組みは、既に、開発・製造現場におけるスマートなものづくりソリューションの提供(ものづくり現場におけるロボットの自立・協調制御、IoTプラットフォームなどを活用した障害予兆検知や品質安定化の実現、など)、アイルランドやフィンランドの医療機関における患者の行動見守り、治療経過観察プロジェクト、静岡県磐田市における農業ICTを活用したスマートアグリカルチャー事業の実施をはじめ、ものづくりやヘルスケア、農業分野において実践されておりますが、今後、IoTの進化と共に広がりが見込める自動運転やFintech(注9)、デジタルマーケティングの分野においても、付加価値の高いサービスを提供していくことを目指しているとのことです。

- (注8) 新グローバルマトリクス体制とは、世界を5つの地域に区分したリージョンに編成するとともに、コーポレート機能、マーケティング機能を本社機構に統合し、グローバルに一貫したガバナンス・マネジメントシステム、及びグローバルで均質なサービスをタイムリーに提供する仕組みを整備した公開買付者グループの体制をいうとのことです。

(注9) Fintech(フィンテック)とは、FinanceとTechnologyを組み合わせた造語で、スマートフォン・タブレット端末等のスマートデバイスやビッグデータ活用技術の活用により、既存の金融サービスの非効率性を解消し、金融サービスのイノベーションを提供しようとする活動をいうとのことです。

一方、当社は、昭和61年2月、国内での通信における法的規制の緩和及び個人に向けたパソコン通信サービスの需要拡大への期待から、公開買付者と日商岩井株式会社(現 双日株式会社)の共同出資により設立され、米国最大のパソコン通信サービス会社CompuServe, Inc.(現 CompuServe Interactive Services, Inc.)と日本語版サービスのライセンス権に関する契約を締結し、パソコン通信サービスの提供を始めました。

その後、平成8年にインターネット接続サービスを開始した後、平成11年3月に、公開買付者が日商岩井株式会社(現 双日株式会社)から同社が所有する当社株式の全株式を譲り受け、公開買付者が当社の発行済株式の100%を所有する親会社となりました。

当社は、次世代のインターネットプロバイダを目指し、ADSL(注10)、CATV(注11)及びFTTH(注12)等のブロードバンド接続サービスへと事業を展開し、その後もインターネットでの検索サービスやその他の付帯サービスの提供により、eコマース分野やマーケティング分野での事業拡大を図ってまいりました。平成18年12月には資金調達及び企業信用力の確保並びに企業認知度の向上や人材確保等を目的として、東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、当該上場にあたっての公募売出しにより、公開買付者の所有する当社株式は、151,700株(所有割合:66.59%、当社が平成25年10月1日を効力発生日として実施した株式分割(1:100)により15,170,000株に増加)に減少しました。なお、上場後も公開買付者は当社の議決権の過半数を継続して所有することで当社を連結子会社とする一方、上場会社である当社の経営の独立性・自主性を重視した上で、グループ会社の一つとして事業上も緊密な位置付けを維持しております。

(注10) Asymmetric Digital Subscriber Lineの略。アナログ電話回線を利用して、高速データ通信を可能にする技術を指します。

(注11) CAble TeleVision又はCommunity Antenna TeleVisionの略。専用ケーブルを利用し、テレビ放送を有線で提供するサービスを指します。最近ではこれに加え、局舎から各加入者宅へケーブルを敷設して有料でテレビ放送を提供する専門の事業者及び放送サービスのことを指すこともあります。付加サービスの一つとして、インターネット接続サービスを提供しています。

(注12) Fiber To The Homeの略。光ファイバーを用いて高速データ通信を可能にするサービスを指します。

当社は、現在、連結子会社5社及び関連会社3社と共に、「お客様、株主、社員、パートナー企業、地域社会等の夢をかなえるため、常にお客様起点で行動し、チャレンジャーとしてサービスを開拓し、社会に役立つ企業として、新しい価値の創造に取り組み続けます。」を経営の基本理念に掲げ、「ニフティとなら、きっとかなう。(With Us, You Can.)」をコーポレートメッセージとして、インターネットサービス及びその付随サービスを提供する「ISP事業」、各種Webサイトの運営、ブログやSNS等のサービス、コンテンツの提供等を行う「Webサービス事業」及びパブリック型クラウドコンピューティングサービスを提供する「クラウド事業」の3つの事業セグメントを柱として提供しております。

その一方で、当社を取り巻く事業環境は、近年、デジタル・テクノロジーの進化により、個人の生活や企業の要求と共に、急速に変化しています。

ISP事業においては、上場前後より、ADSL、CATV及びFTTH等の固定系ブロードバンド接続サービスの拡大に注力することにより、顧客基盤の拡大を図るべく事業を推進していたところ、スマートデバイスの普及による場所を選ばないインターネット利用への移行という顧客ニーズの変化及びNTT東西による光コラボレーションモデルの開始という外部事業環境の変化に直面しています。さらに、固定系ブロードバンド接続サービスにおいては、サービスがコモディティ化(均質化)し市場全体として伸び率が鈍化し続けていることなどから、他社との競争の中、これらの会員数の減少を食い止めその拡大を目指すことが課題となっています。加えて、こうした環境変化や競争激化の下、当社では、「NifMo」等の移動系超高速ブロードバンド接続サービスの更なる拡大、付加価値サービス群の強化、外部パートナーの運営する各種サービスとの連携による顧客利便性向上、或いは顧客のライフスタイルに適合したIoTを活用したソリューションによる新たな価値の提供といった、顧客基盤の維持・拡大に向けた抜本的な施策の実行が喫緊の課題として認識されています。

また、Webサービス事業においても、ブロードバンドサービスの普及により可能となった商品やサービスの購入に関わる利用者の活動全体を支援する仕組みに対する付加価値が、競争環境の中でコモディティ化する中、従前のポータルサイトにおける広告、検索及び課金サービスの収益性は低下傾向にあります。当社では、主婦向け無料チラシ&レシピ検索サービスである「シュフモ」、「@nifty不動産」をはじめとするマーケットプレイス型のビジネスにおける成功報酬型広告や、ポータルサイトにおける新たなディスプレイ広告等への取組みを通じて、顧客へのサービス充実及び集客力の向上を目指しており、一定の成果を上げているものの、ポータルサイトにおける広告、検索及び課金サービスでの収益性低下を補うには至っておりません。

クラウド事業については、パブリッククラウド市場への参入以降、順調に業績を拡大しており、現在は当社での成長分野と位置付けられていますが、外資系IT事業者を中心にシェア獲得面、及びコスト面における競争が激化していることから、事業拡大のための投資や事業運営における更なる効率化を早急に進め、コスト競争に耐える体力を培っていく必要に迫られています。

当社のISP事業、Webサービス事業及びクラウド事業、それぞれにおける環境変化の下、公開買付者は、これらの変化を大きなビジネスチャンスと捉えて成長を追求していくためには、各事業において、専門性を活かしながら、より迅速な経営判断で他社に先んじた施策を実行していくことが重要であるとの認識に至りました。前述のとおり、公開買付者においては、平成27年10月に新たな経営方針を発表し、各々の事業特性に応じた事業の在り方や競争に打ち勝つ施策を打ち出しておりますが、当社においても、特に、事業特性に応じた最適な顧客獲得戦略の策定及び効率的な経営資源の投下が重要であり、これを可能とするためにも、公開買付者と当社がそれぞれ行っている既存の事業の枠組みを早期に整理し、組織体制や経営戦略の再構築を迅速に実行することが有効な施策であるとの結論に達しました。

公開買付者は、これらの抜本的な構造改革を実施するためには、急激な事業変化に対応すべく迅速な意思決定構造を構築する必要があり、加えて当社において、一時的な損益の悪化による株価の変動にとらわれず、臨機応変に再編を実行していく必要があると判断し、平成27年12月1日、当社に対し、公開買付者と当社の一体的な事業運営に係る施策を共同で検討することの提案を行いました。具体的には、公開買付者により当社の完全子会社化を実施した上で、当社をクラウド事業を中心とするエンタープライズ向け事業を担当する事業体とISP事業を中心とするコンシューマー向け事業を担当する事業体を別個独立した会社とする（以下「事業分割」といいます。）ことで、各事業体の特性に合った迅速な戦略を実施していくというものです。

その後、公開買付者及び当社は、当社の事業運営に係る施策についての協議を開始し、平成28年1月から本取引について本格的に協議を開始しました。その結果、改めて、顧客基盤の拡大を通じた事業価値向上の実現のためには、当社の事業を分割し、公開買付者と一体で、更なる両社の成長に向け、各事業体の特性に合った迅速な戦略を実施することが、現在の両社の企業価値向上に資するだけでなく、お客様、取引先、従業員の皆様を含むあらゆるステークホルダーの皆様にとっての価値最大化のために必要であることを確認いたしました。具体的には、以下のとおりの戦略を検討することを確認いたしました。

- A) エンタープライズ向け事業（主にクラウド事業）においては、公開買付者と当社との緊密な連携により、公開買付者の保有するクラウドビジネスのノウハウ及び顧客基盤の共有、並びに当社が培ってきたノウハウと公開買付者のインフラサービスとを組み合わせることによる商品ラインナップの拡充等を通じて、更なる事業基盤の拡大を目指すこと。特に、売上成長が顕著な「ニフティクラウド」については、公開買付者の注力ビジネスであるデジタルビジネス・プラットフォーム「MetaArc」におけるクラウドサービスのラインナップに加え、「ニフティクラウド」の一般企業やベンチャー企業の新規ビジネス立ち上げに俊敏に対応できる特長を活かし、公開買付者グループの商品の組み合わせによる一体型ソリューションの提供や公開買付者グループの営業力を最大限に活用した販売の拡大を図ること
- B) コンシューマー向け事業（主にISP事業）においては、公開買付者及び当社が培ってきた独自のノウハウや経営資源を相互に有効活用しつつ、当該事業に対する知見を有する外部パートナーとの連携・アライアンスを含めた抜本的施策の実施により、事業構造の変革を検討し、収益性の追求とサービスの向上を目指すこと

これらの協議を踏まえ、公開買付者は当社に対し、平成28年4月1日に最終的な意向表明書を提出し、上記戦略の内容を改めて提案すると共に、当社株式1株当たりの買付け等の価格を1,400円（以下「当初提案価格」といいます。）としたい旨の提案を行いました。

最終的な意向表明書を提出した後、公開買付者及び当社は、改めて上記戦略についての確認を実施し、当該戦略の実施にあたっては、公開買付者と当社と一体となって各種施策を実施すること及び両社による意思決定を迅速化することが必要との理解で一致しました。特に、当社の事業の特性に鑑み、エンタープライズ向け事業（主にクラウド事業）について、公開買付者及び当社の保有するノウハウ、顧客基盤その他の経営資源を公開買付者と当社が効率的に共有、使用し、両社の企業価値を向上させるためには、親会社と連結子会社という関係を超えて、より強固な提携関係を構築することが必要であること、コンシューマー向け事業（主にISP事業）については、日々刻々と変化をする事業環境を踏まえ、これまでのように会員獲得に莫大な費用を投じる一方で解約率の改善も捗らない状況を打開するため、公開買付者と一体となったサービス体系の構築、顧客基盤その他の経営資源の相互活用、会員組織やグロスとしての個人顧客を持つ第三者とのアライアンスを含む、当社の収益性の追求とサービスの向上に向けた抜本的な施策を柔軟に実施することを検討しており、当該施策の効果的な実施に向けて、一時的な業績変動による株価への影響に捉われない、より迅速な意思決定プロセスの構築が必要であることから本取引により当社が公開買付者の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。一方、当初提案価格に関して、当社は、公開買付者から最終的に提出された意向表明書に記載された本公開買付けを含む本取引の目的・意義、本取引の当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び独立したリーガ

ル・アドバイザーである楠・岩崎法律事務所との協議も行った上で、公開買付者に対して、平成28年4月7日に当該価格を見直すよう要請しました。その結果、公開買付者は当初提案価格に関する再検討を実施し、平成28年4月13日に当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,495円に引き上げる旨の再提案を実施いたしました。

なお、当社における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本書提出日現在、当社の取締役4名及び監査役3名のうち取締役1名及び監査役1名は公開買付者の役員又は使用人を兼務しておりますが、公開買付者としては、完全子会社化後の当社の役員構成その他の経営体制については、現時点では具体的な変更予定はありません。今後、公開買付者は、上記の施策の実行や経営体制の更なる強化に向け、当社と共に最適な経営体制を検討していく予定ですが、基本的には、現在の各事業における事業戦略との連続性を保つために、事業分割後の各社の執行役員に関しては、現在の事業を所掌される執行役員の皆様に引き続き従事いただくことを想定しております。なお、公開買付者は、完全子会社化後、可能な限り速やかに当社の事業分割を実施することを検討しておりますが、その詳細及び実施の時期等については未定とのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

平成27年12月に公開買付者から当社に対して本取引を提案したことを契機として、当社は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引においては公開買付者と当社の少数株主との間で構造的な利益相反状態が生じ得ることから、本取引の公正性を担保すべく、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして楠・岩崎法律事務所をそれぞれ選任し、さらに本取引を検討するための当社の諮問機関として第三者委員会を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。その上で、公開買付者及び当社は、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、公開買付者及び当社は、顧客基盤の拡大を通じた事業価値向上の実現のためには、各事業体の特性に合った迅速な戦略を実施することが必要であるとの認識の下、当社を公開買付者の完全子会社とした上で、当社の事業を分割し、公開買付者と一体で、各事業体の特性に合った事業の在り方や競争に打ち勝つ施策を追求することこそが、現在の両社の企業価値向上に資することであり、最終的に、公開買付者グループの企業価値の向上につながるものであるとの結論に至りました。

具体的には、主に上記「(2)本公開買付けに関する意見根拠及び理由」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載された公開買付者による施策に基づき、次の効果が期待できると考えております。

- A) エンタープライズ向け事業（主にクラウド事業）においては、公開買付者と当社との緊密な連携により、公開買付者の保有するクラウドビジネスのノウハウ及び顧客基盤の共有、並びに当社が培ってきたノウハウと公開買付者のインフラサービスとを組み合わせることによる商品ラインナップの拡充等を通じて、更なる事業基盤の拡大を目指すこと。特に、売上成長が顕著な「ニフティクラウド」については、公開買付者の注力ビジネスであるデジタルビジネス・プラットフォーム「MetaArc」におけるクラウドサービスのラインナップに加え、「ニフティクラウド」の一般企業やベンチャー企業の新規ビジネス立ち上げに俊敏に対応できる特長を活かし、公開買付者グループの商品の組み合わせによる一体型ソリューションの提供や公開買付者グループの営業力を最大限に活用した販売の拡大を図ること
- B) コンシューマー向け事業（主にISP事業）においては、公開買付者及び当社が培ってきた独自のノウハウや経営資源を相互に有効活用しつつ、当該事業に対する知見を有する外部パートナーとの連携・アライアンスを含めた抜本的施策の実施により、事業構造の変革を検討し、収益性の追求とサービスの向上を目指すこと

一方、()本公開買付価格が下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている野村證券による当社株式の株式価値の算定結果において、市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、()本公開買付価格が、本公開買付けの公表日である平成28年4月28日の前営業日である平成28年4月27日の東京証券取引所における当社株式の終値1,041円に対して43.61%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアム計算において同じです。）、過去1ヶ月間（平成28年3月28日から平成28年4月27日まで）の終値単純平均値1,004円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して48.90%、過去3ヶ月

間（平成28年1月28日から平成28年4月27日まで）の終値単純平均値1,022円に対して46.28%、過去6ヶ月間（平成27年10月28日から平成28年4月27日まで）の終値単純平均値1,078円に対して38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっていること、（ ）下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益へ配慮がなされていると認められること、（ ）上記措置等が取られた上で、当社と公開買付者との間で、独立当事者間の取引における協議・交渉と同程度の協議・交渉が複数行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年4月28日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付者は、当社を連結子会社としており、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等として、以下のような措置を実施しております。

なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成28年4月28日に当社株式の株式価値に関する本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、野村證券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

本株式価値算定書によると、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	1,004円から1,078円
類似会社比較法	875円から1,750円
DCF法	1,357円から2,320円

市場株価平均法では、平成28年4月27日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所における算定基準日終値1,041円、直近1週間の終値単純平均値1,033円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,004円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,022円、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,078円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、1,004円から1,078円までと算定しております。

次に、類似会社比較法では、国内にて上場している情報・通信事業会社のうち、株式会社朝日ネット、株式会社ギガプライズを当社と事業内容が類似する上場会社として選定し、営業利益マルチプル及びEBITDAマルチプルを用いて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、875円から1,750円までと算定しております。

最後に、DCF法では、当社が作成した当社の平成29年3月期から平成31年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成29年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,357円から2,320円までと算定しております。なお、割引率は3.5%～4.5%を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法及び永久成長率法を採用し、EBITDAマルチプルを3倍～5倍、永久成長率を-0.25%～0.25%として算定しております。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画には、平成31年3月期において、主にクラウド事業及びWebサービス事業における投資等の施策の効果出現等による業績寄与により、営業利益、経常利益、当期純利益それぞれにおいて前対比で約30%の大幅な増益となることを見込んでおります。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。さらに、当該財務予測は、本公開買付け後の組織再編等の実施を前提として作成しておりません。

(単位：百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
売上高	68,213	73,215	78,138
営業利益	1,486	1,539	2,033
E B I T D A	5,102	5,261	5,754
フリー・キャッシュ・フロー	387	546	1,005

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、S M B C日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

S M B C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びD C F法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者はS M B C日興証券から平成28年4月27日付で株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者はS M B C日興証券から、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

公開買付者算定書によると、採用した上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	1,004円～1,022円
D C F法	1,353円～1,582円

まず、市場株価法では、平成28年4月27日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の直近1ヶ月間（平成28年3月28日から平成28年4月27日まで）の普通取引終値の単純平均値1,004円及び直近3ヶ月間（平成28年1月28日から平成28年4月27日まで）の普通取引終値の単純平均値1,022円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,004円から1,022円までと分析しているとのことです。なお、当社は、平成27年10月23日に「第2四半期累計期間連結業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」を公表しておりますが、S M B C日興証券は、当該公表の内容及びその後の市場株価の推移等に鑑み、市場株価法による算定において特段の考慮を要するものではないと考えているとのことです。

次に、D C F法では、当社の平成28年3月期から平成31年3月期までの事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年3月期第4四半期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,353円から1,582円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、S M B C日興証券から取得した当社の株式価値算定の結果を参考としつつ、当社株式の東京証券取引所における過去3ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の経過等を踏まえ、平成28年4月28日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,495円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、東京証券取引所における、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年4月27日の当社株式の終値1,041円に対して43.61%、平成28年4月27日までの過去1ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値1,004円に対して48.90%、平成28年4月27日までの過去3ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値1,022円に対して46.28%、平成28年4月27日までの過去6ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値1,078円に対して38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

また、本書提出日の前営業日である平成28年4月28日の当社株式の東京証券取引所における終値1,063円に対して40.64%のプレミアムを加えた価格となります。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして楠・岩崎法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役

会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、楠・岩崎法律事務所は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しません。

当社における第三者委員会の設置

当社は、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成28年2月10日、当社の元社外監査役・元社外取締役であり、当社及び公開買付者から独立性を有する有識者である関根次郎氏（株式会社マネジメン・イノベーション代表取締役）、当社及び公開買付者から独立性を有する外部の有識者である入谷淳氏（弁護士、公認会計士、長島・大野・常松法律事務所カウンスル）及び宮森信英氏（公認会計士、税理士、株式会社ラクス会計代表取締役）から構成される第三者委員会（なお、第三者委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。）を設置しております。当社は第三者委員会に対し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引の目的の正当性が認められるか、本取引に係る手続の公正性が認められるか、本取引により株主に交付される対価の妥当性が認められるか、本取引は当社の少数株主にとって不利益でないと認められるか、当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことが相当と認められるか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、当社は、第三者委員会に答申書の提出を委嘱いたしました。

第三者委員会は、平成28年2月10日から平成28年4月20日まで合計6回開催され、野村證券から本株式価値算定書についての説明、及び楠・岩崎法律事務所から法的助言を受けつつ、当社から、公開買付者の提案内容、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他の本取引の概要並びに当社の事業計画につき説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、公開買付者及びSMB C日興証券から、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件、SMB C日興証券による当社株式の株式価値の算定方法等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、第三者委員会は、当社が当社株式の株式価値の算定を依頼した野村證券から、公開買付者の提案に係る本公開買付け価格に対する第三者算定機関としての考え方に関する説明を受け、質疑応答を行いました。第三者委員会は、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。

以上の経緯で当社は、第三者委員会から、平成28年4月28日に、本諮問事項につき本公開買付けを含む本取引によって、当社のエンタープライズ向け事業（主にクラウド事業）については、当社が「ニフティクラウド」で培ってきたノウハウや技術及びコンシューマー向け事業において培ってきたノウハウと公開買付者が有する顧客基盤や営業力、技術的なリソースが融合することによって更なる成長を見込むことができ、コンシューマー向け事業（主にISP事業）については、抜本的事業構造の変革に向け外部パートナーとの資本提携を含むアライアンス構築を柔軟かつ迅速に実施することが可能となると見込まれること、さらには、当社の企業価値の維持・向上にむけて抜本的に改革を断行するために、当社の株式を非公開化し、短期的な業績変動に左右されず、公開買付者と一体となって迅速・果敢な経営判断を行える経営体制を構築することに合理性が認められること等から、本取引の目的は正当であり、第三者委員会が設置されたこと、独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得していること、独立したリーガル・アドバイザーが選任されていること、公開買付者との間で本公開買付け価格を引き上げるための実質的な協議及び交渉が行われていること、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において当社取締役に対する不当な影響や干渉を推認させる事実は見当たらず、また、公開買付者と利害関係を有するおそれのある取締役及び監査役については、本公開買付けに対する意見表明の内容を決議する当社取締役会において利益相反の疑いを回避する措置が取られるとされており、当社の立場で公開買付者との協議及び交渉にも関与していないこと等から、本取引に係る手続は公正と認められ、本公開買付け価格が、本公開買付けの公表日である平成28年4月28日の前営業日である平成28年4月27日の東京証券取引所における当社株式の終値1,041円に対して43.61%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,004円に対して48.90%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,022円に対して46.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,078円に対して38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、本株式価値算定書における市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、比較的長期の買付期間が設定されていること、完全子会社化の手法及び条件につき開示がなされ、本公開買付けに応募しなかった少数株主には本公開買付け価格と同額の金銭給付が行われることとなる予定であるとされていること等から、本取引により株主に交付される対価は妥当性が認められ、本取引の手続が公正であること、本取引により株主に交付される対価に妥当性が認められることに加えて、本公開買付けに応募しなかった少数株主には本公開買付け価格と同額の金銭給付が行われることとなる予定であり、本公開買付けに応募しなかった少数株主が不利益な取扱いを受けることはないこととされていることを踏まえると、本取引は公開買付者以外の当社の少数株主にとって不利益でないと認められ、上記からの事項を前提とすると、当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは相当と認められる旨を内容とする答申書を取得しました。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、野村證券より取得した本株式価値算定書及び楠・岩崎法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、当社の各事業の環境の変化を変革のための大きなチャンスと捉えて成長を追求していく必要がある中で、各事業の専門性を活かしながら、より迅速な経営判断で他社に先んじた施策を実行し、また、事業特性に応じた最適な顧客獲得戦略の策定及び効率的な経営資源の投下を行っていくことを可能とするために、公開買付者と当社がそれぞれ行っている既存の事業の枠組みを早期に整理し、組織体制や経営戦略の再構築を迅速に実行することが有効な施策であると考え、公開買付者のみを当社の株主とすることが、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断するに至りました。

また、本公開買付価格は、本株式価値算定書における(a)市場株価平均法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(b)本公開買付けの公表日である平成28年4月28日の前営業日である平成28年4月27日の東京証券取引所における当社株式の終値1,041円に対して43.61%、過去1ヶ月間の終値単純平均値1,004円に対して48.90%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,022円に対して46.28%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,078円に対して38.68%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっていること、(c)「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること、少数株主の利益へ配慮がなされていると認められること、(d)上記措置等が取られた上で、当社と公開買付者との間で、独立当事者間の取引における協議・交渉と同程度の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けが中長期的な企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役（取締役4名中、出席取締役3名）全員の一致で決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、阪井洋之氏は、公開買付者の執行役員常務を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けに係る議題の審議及び決議には、参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の社外取締役である石田一雄氏は、公開買付者の顧問を兼務しており、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、()阪井洋之氏と石田一雄氏を除く2名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、さらに、()石田一雄氏を加えた3名の取締役において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経ております。なお、石田一雄氏は、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加しておりません。

また、本公開買付けに係る議題の審議及び決議がなされた当社の上記取締役会においては、出席した監査役（監査役3名中、出席監査役2名）全員が、当社の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。当社の監査役のうち、山室恵氏は、公開買付者の監査役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、当社の上記取締役会における本公開買付けに係る議題の審議には参加しておりません。

本公開買付価格及び本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。公開買付者は、このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図しております。

また、公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておりません。このように、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設けておらず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の応募を本公開買付けの成立の条件とはしておりませんが、公開買付者及び当社において上記 から の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立し、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下に述べる方法により、公開買付者が当社株式の全てを取得するこ

とを予定しているとのことです。なお、株式売渡請求（以下に定義します。）の方法による場合は、公開買付者から当社に対する株式売渡請求をしようとする旨の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下同じとします。）第179条の2第1項各号の事項についての通知を平成28年6月下旬を目途に、また、その効力発生日は同年7月下旬を目途に、株式併合（以下に定義します。）の方法による場合は、本臨時株主総会（以下に定義します。）の開催を平成28年8月上旬を目途に、また、その効力発生日は同年9月下旬を目途に、それぞれ設定して実施する予定とのことです。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主として権利行使することが可能となった場合には、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を、当社に通知し、当社に対し株式売渡請求の承認を求めます。当社がその取締役会の決議により当該株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主が所有する当社株式の全てを取得します。公開買付者は、当該売渡株主の所有していた当社株式の対価として、当該各売渡株主に対し、当社株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。なお、当社は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、当該時点における対価の相当性、対価の交付の見込み、取引条件等を踏まえて、当該請求が当社少数株主の利益に配慮したものであり、条件等が適正なものであると判断したときには、当社取締役会において、公開買付者による株式売渡請求を承認する予定です。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定とのことです。また、当社株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定とのことです。

株式売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。もっとも、株式売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、当社株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とする手続が実行されたときは、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
三竹 兼司	代表取締役社長	執行役員社長	8,800	88
阿久津 聡	取締役		5,400	54
石田 一雄	取締役			
阪井 洋之	取締役			
高木 恭信	常勤監査役		4,200	42
守屋 俊晴	監査役		10,800	108
山室 恵	監査役			
計	7名		29,200	292

- (注1) 所有株式数及び議決権数は平成28年3月31日現在のものです。
(注2) 取締役阿久津聡及び石田一雄の両氏は、社外取締役であります。
(注3) 監査役守屋俊晴及び山室恵の両氏は、社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上